

税以外の他の制度について ～ 税を手段とすることがふさわしいかどうか？

■ 法定外目的税とは

課税の段階で一定の受益を根拠として賦課徴収し、その税収を特定の用途に充てることが予定されている目的税であり、受益と負担が完全に一致する必要はないものの、合理的な範囲で受益者及び原因者と考えられる者に税負担を求める制度である。

| | 負担金制度 | 寄付金制度 | その他の制度 | |
|------|--|---|---|---|
| | | | 使用料制度 | 手数料制度 |
| 制度概要 | 特定の事業により、特に利益を受ける者から受益の限度で事業の経費を負担させるために課される制度 | 寄附を受ける者が実施する事業に賛同し、又は寄附を受ける者の事情に支援する観点から金銭を寄附する制度 | 行政財産の目的外使用又は公の施設の利用に対して金銭を徴収する制度 | 地方公共団体の事務で特定の者のために提供する公の役務に対して金銭を徴収する制度 |
| 特徴 | 受益と負担の関係が明確な場合において受益を個別に把握できるときに適した制度である。 | 寄附を受ける者が必要とする額の寄付金となるかどうかは寄附者の数及び寄付金額に関係する不確定な要素の多い制度である。 | 行政財産を利用する者が受益する範囲を金銭的に評価し、その金銭的評価を受益者である使用者に負担させる制度である。 | 特定の者が受ける受益の範囲内において、その事務に係る必要経費を当該特定の者に負担させる制度である。 |
| 事例 | 土地改良事業による事業区域における受益者負担金 | 美ら島ゆいまーる寄附金（ふるさと納税） | 沖縄コンベンションセンター展示場の施設利用料 | 自動車運転免許更新手数料 |



税制度以外の制度は、受益と負担の関係、安定的財源確保の観点から、その目的を達成する上で限界がある。